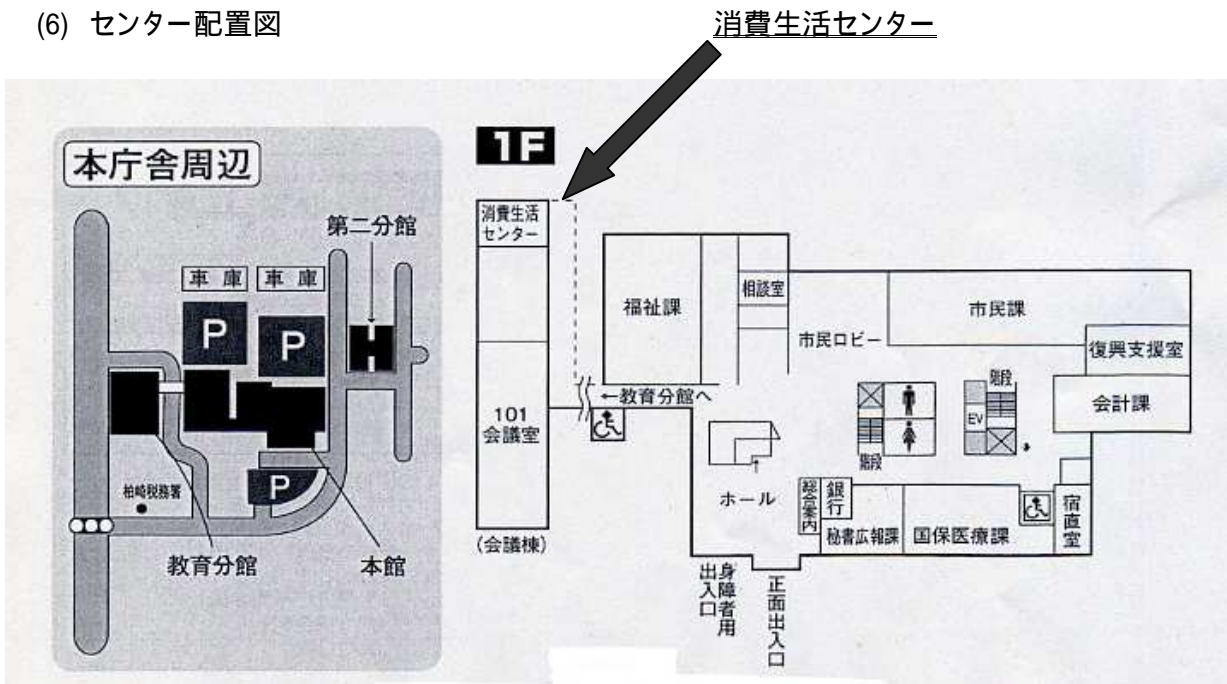


## センターの概要

### 1 施設

- (1) 名称 柏崎市消費生活センター
- (2) 所在地 〒945 - 8511  
柏崎市中央町5番50号 (柏崎市役所本館会議棟 1階)
- 相談室 TEL 0257 - 23 - 5355  
FAX 0257 - 23 - 5355
- 事務室 TEL 0257 - 43 - 9139
- (3) 開設年月日 平成22年4月1日
- (4) 相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時  
土曜日 午前9時～12時
- (5) 閉所日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (6) センター配置図



### 2 事務分掌及び組織

- (1) 事務分掌
- ・消費生活に関する相談及び苦情に関する事項
  - ・消費生活に関する教育、知識の普及に関する事項
  - ・その他消費生活に関する事項
- (2) 組織 柏崎市 市民生活部 市民活動支援課 消費生活センター
- (3) 職員数
- |         |                  |
|---------|------------------|
| 所長      | 1名 (市民活動支援課長兼務)  |
| 副所長     | 1名               |
| 所員      | 3名 (市民活動支援課職員兼務) |
| 消費生活相談員 | 3名 (交替勤務)        |
| 事務職員    | 1名               |

## 消費者啓発事業

市民の消費生活の安定と向上に向け、消費者意識の高揚と合理的な消費生活の推進に役立つ情報や知識の普及を目的に、各種啓発活動を行っています。

### 1 消費生活知識の普及活動

#### (1) 消費者教育「出前講座」

学校、町内会、老人会等の地域団体や地元企業等からの「出前講座」開催要請に応じて、消費生活センター相談員が各地域に出向き、市民が悪質商法被害や消費生活トラブルに遭わないための悪質事例の紹介や情報提供などの注意喚起と、消費者力アップに向けた啓発講座を開催し、消費生活知識の普及と被害の未然防止に努めています。

#### 平成24年度「出前講座」開催状況

開催日	内 容	主 催 者	受講者数	会 場
6月29日(金)	悪質商法に気をつけよう	柏崎市都市整備部維持管理課	9	市役所会議室
7月10日(火)	悪質商法に気をつけよう	上田尻町内会	18	上田尻集落センター
7月31日(火)	悪質商法に気をつけよう	柏崎市コミュニティ推進協議会	40	市役所会議室
9月8日(土)	悪質商法に気をつけよう	北半田町内会	40	北半田集会所
9月11日(火)	悪質商法に気をつけよう	松波コミュニティセンター	18	松波コミュニティセンター
10月14日(日)	だまされないで！悪質商法	新潟県行政書士会中越支部 柏崎ブロック	50	文化会館アルフォーレ
10月16日(火)	悪質商法に気をつけよう	宮場町健康づくりの会	32	宮場町ふれあい会館
11月5日(月)	消費生活に関する基礎知識	北鯖石コミュニティ振興協議会	43	北鯖石コミュニティセンター
12月3日(月)	悪質商法に気をつけよう	上米山老人会	40	上米山コミュニティセンター
12月15日(月)	悪質商法に気をつけよう	比角福祉の会(つれづれの会)	23	比角コミュニティセンター
3月21日(木)	悪質商法に気をつけよう	門出地区老人会(ゆうあいクラブ)	30	門出集落センター
3月26日(火)	悪質商法に気をつけよう	塩沢地区自治会・老人クラブ	19	塩沢集落センター
12回			362人	

#### (2) 広報「かしわざき」月例定期掲載

広報「かしわざき」の毎月20日号の最終ページに、消費生活センターの場所、相談曜日、相談時間、相談事項、相談電話番号などが紹介されています。

#### (3) 柏崎市消費生活センター情報 (全世帯回覧・年4回発行、末尾参考資料参照)

消費生活センターでは、市民の消費生活上のトラブルを1件でも減らし、市民が悪質業者の被害に遭わないために、現在市内で起きている消費生活トラブルの事例や、時期的に多くなると考えられる相談事例などを選択して発行し、回覧用のチラシ形式で各町内会経由にて配布しています。平成24年度は6月20日に「第9号」、9月20日に「第10号」、12月20日に「第11号」、平成25年3月20日に「第12号」と、年間4回発行しました。

## 消費生活相談事業

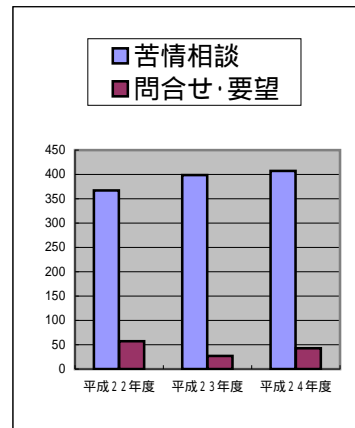
### 1 平成24年度消費生活相談の受付状況について

#### (1) 各年度別相談件数(表1)

平成24年度、相談件数の合計は、450件で、前年度と比べて24件、5.6%増加しました。

(表1) (単位:件)

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
苦情相談	367	399	407
問合せ・要望	57	27	43
計	424	426	450



#### (2) 相談方法別件数(表2)

平成24年度、相談者の相談方法別件数は、来所による相談が205件(45.6%)、電話による相談が245件(54.4%)でした。

(表2) (単位:件)

項目 \ 区分	来所	電話
苦情相談	185	222
問合せ・要望	20	23
計	205	245

#### (3) 性別相談件数(表3)

平成24年度、相談者の性別相談件数は、男性が210件(46.7%)、女性が215件(47.8%)、団体他が25件(5.5%)の相談となっています。

(表3) (単位:件)

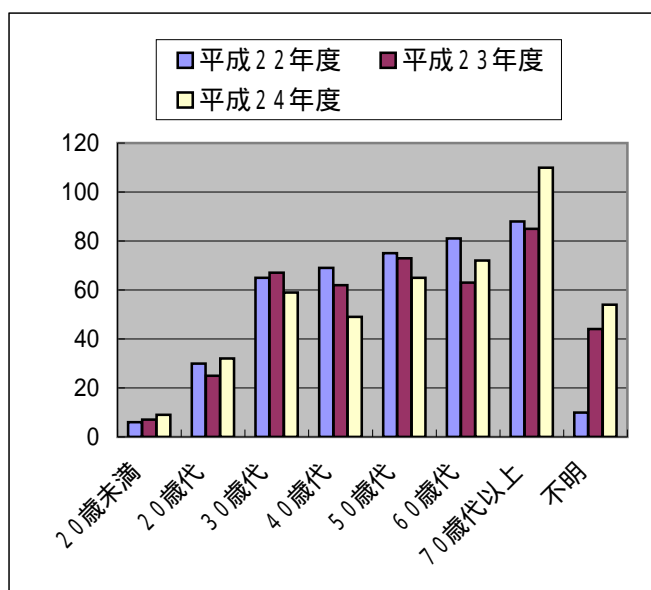
項目 \ 区分	男性	女性	団体他
苦情相談	188	202	17
問合せ・要望	22	13	8
計	210	215	25

(4) 年代別相談件数(表4)

平成24年度、相談者の年代別相談件数は、相談の多い順に、70歳代以上が110件(24.4%)、60歳代が72件(16.0%)、50歳代が65件(14.4%)と、年齢が高くなるに従い、相談が多い傾向にあります。

(表4) (単位:件)

年度 年齢区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
20歳未満	6	7	9
20歳代	30	25	32
30歳代	65	67	59
40歳代	69	62	49
50歳代	75	73	65
60歳代	81	63	72
70歳代以上	88	85	110
不明	10	44	54
合計	424	426	450

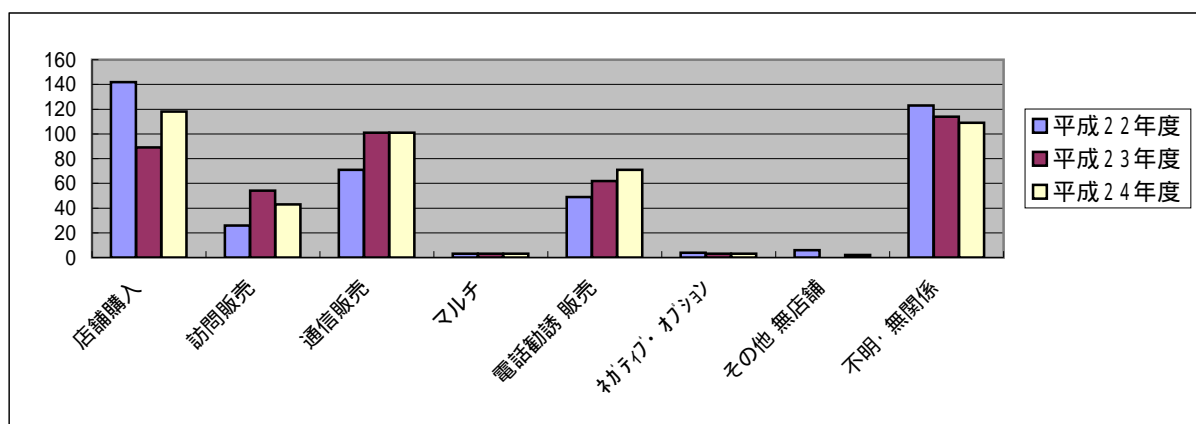


(5) 販売購入形態別(特殊販売)相談件数(表5)

平成24年度、販売購入形態別相談件数は、特殊販売(訪問販売、通信販売、マルチ・マルチまがい取引、電話勧誘販売、ネガティブ・オプション、その他無店舗販売)223件(49.6%)、店舗購入118件(26.2%)、不明・無関係109件(24.2%)となりました。

(表5) (単位:件)

年度	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ	電話勧誘販売	ネガティブ・オプション	その他無店舗	不明・無関係
平成22年度	142	26	71	3	49	4	6	123
平成23年度	89	54	101	3	62	3	0	114
平成24年度	118	43	101	3	71	3	2	109



購入形態用語の内容

- ・店舗購入とは・・・消費者が店舗に出向いて契約したもの
- ・不明・無関係・・・消費契約以外の相談

以下特殊販売について

- ・訪問販売・・・家庭に訪問してきた業者と契約したもの。催眠商法、アポイントメントセールスを含む。
- ・通信販売・・・通信手段(郵便、電話、インターネット等)を使って契約したもの。電話情報サービス(覚えのない携帯電話のサイト利用料金等)を含む。
- ・マルチ・マルチまがい・・・連鎖販売取引で契約したもの。
- ・電話勧誘販売・・・業者が消費者に電話勧誘をし、郵便等で契約したもの。
- ・ネガティブ・オプション・・・消費者が注文していないのに、業者が勝手に商品を送りつけるもの。
- ・その他無店舗・・・店舗ではないところで契約したもの。

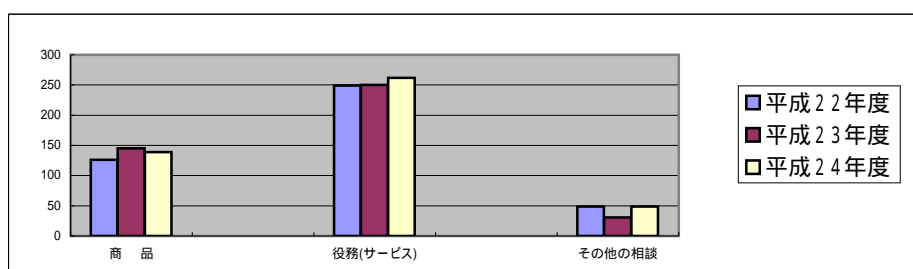
(6) 相談内容

相談分類別相談件数(表6)

平成24年度、商品・役務(サービス)別件数は、商品に関する相談が139件(30.9%)、役務に関する相談が262件(58.2%)、その他の相談が49件(10.9%)となりました。

(表6) (単位:件)

年度	分類項目	商品	役務(サービス)	その他の相談	合計
平成22年度		126	249	49	424
平成23年度		145	250	31	426
平成24年度		139	262	49	450



相談の多い商品・役務の品目【相談件数上位10品目】(表7)

上位3品目は前年と同様に、フリーローン・サラ金・デジタルコンテンツ・健康食品送りつけ等の相談が多くありました。

工事・建築・加工関係とレンタル・リース賃貸関係の相談が若干減少しました。

(表7)

順位	平成23年度	件数	平成24年度	件数
1	融資・保険サービス	75	融資・保険サービス	94
2	運輸・通信サービス	74	運輸・通信サービス	80
3	食料品	27	食料品	31
4	工事・建築・加工	20	教養・娯楽品	28
5	住居品	19	商品一般	21
6	レンタル・リース賃貸	19	住居品	20
7	土地・建物・設備	19	教養・娯楽サービス	18
8	保健衛生品	19	レンタル・リース賃貸	15
9	教養・娯楽品	17	工事・建築・加工	14
10	商品一般	16	土地・建物・設備	13

分類した品目、サービスの内容を一部紹介します。

教養・娯楽品・・・資格取得用教材、書籍、学習教材、絵画等  
住居品・・・ふとん、浄水器、掃除機等  
被服品・・・アクセサリ、補正下着、和服等  
保健衛生品・・・磁気治療器、化粧品等  
食料品・・・健康食品等  
商品一般・・・商品を特定できない相談

融資・保険サービス・・・多重債務、未公開株、商品取引など  
運輸・通信サービス・・・アダルトや出会い系サイト、ワンクリック詐欺など  
教養・娯楽サービス・・・宝くじなど  
保健・健康サービス・・・医療費の還付金詐欺など

相談の多い商品・役務上位10品目の中から主な相談内容

#### 融資・保険サービス (受付件数94件)

- ・ 1年前に別れた夫が、私の名前で車のローン契約をしていた。昨年末、裁判所から私に給料の差し押さえ命令が来たが、どうしたら良いか。
- ・ 突然、携帯電話に、「お金を入金したので、利子をつけて返金するように」と電話があった。借金の申し入れはしていない。
- ・ 保証協会の訴えで、裁判所から支払い督促が来ているが、それを譲り受けたという債権回収業者から「異議申し立てをするな」と手紙が届いた。
- ・ 昨年離婚した。パート収入と生活保護手当で親子3人賃貸アパートで暮らしているが、毎月のローン返済が厳しくて、相談に来た。
- ・ 10年以上前から、消費者金融からの借金と返済を繰り返している。税金の滞納もあり、債務整理をしなければと切に思い、相談に来た。
- ・ 私も夫もサラ金やカードキャッシングの返済が多く税金が払えない。債務整理の良い方法があったら教えて欲しい。
- ・ ヤミ金業者からお金を借りた。返済手段として、約束手形を数枚要求され渡したが、悪用されないかと心配。取り戻す方法はないか。
- ・ 高齢の父には借金があり、姉が保証人になっているが、最近姉の病気が発覚した。私にも持病があるが、父や姉が倒れた場合どうなるか。

#### 運輸・通信サービス (受付件数80件)

- ・ 大手携帯電話会社のアドレスを使い、身辺調査を依頼されているというようなメールが来た。送信元を調べ、消費生活センターから注意喚起できないか。
- ・ 高校生の息子が年齢を18歳以上と詐称してアダルトサイトに登録した。登録抹消には高額な費用が必要と言われた。
- ・ 家電量販店でパソコンが安く買える条件として、光TVに加入するよう言われ契約した。無料期間内に解約しようと電話するが繋がらない。

- ・ スマートフォンにしてから、全く身に覚えのない請求メールがたくさん入るようになった。どう対処すれば良いか。
- ・ 中学生の息子がパソコンで海外のゲームを購入したが、注文した際、相手からすぐに応答が無かったので、6回も同じ注文をしてしまった。
- ・ パソコンを操作中に誤ってアダルトサイトをクリックしたところ、利用はしていないのに請求画面が出て消えない。どうすれば良いか。
- ・ 携帯電話に「料金滞納があるので連絡がない場合は身辺調査をする」などと心当たりのない不審なメールが来たので、見て欲しい。

#### 食料品（受付件数31件）

- ・ 宣伝講習販売店に出向き、安いものを数回買っているうちに高額な健康食品を勧められた。まだ購入していないが、信用できるか。
- ・ 高齢の祖母がSF商法で高額な健康食品を買った。クーリング・オフしたいので、やり方を教えて欲しい。
- ・ 突然「注文したものを送る」という電話があり、心当たりが無い旨伝えしたが、「注文を受けたので送る」と言って電話が切れた。
- ・ 一人暮らしをしている認知症気味の姑は通販で品物を購入しているらしく、自宅に様々な振込用紙がある。今後の対処法を聞きたい。
- ・ 夫の母が、近所の食料品店からいつものように賞味期限切れの食品を購入してくる。店は賞味期限切れの食品を売っても良いのか。

#### 教養・娯楽品（受付件数28件）

- ・ 携帯電話のデモ機を借り、自分のSDカードを入れ利用した。返却の際出し忘れ、SDカードの情報が全て消去された。業者に責任を問えないか。
- ・ 息子が友達に「良い儲け話がある」と携帯電話のマルチ商法に誘われている。借りてでも金を払うよう言われているがどうしたら良いか。
- ・ ヤミ金業者に騙されて携帯電話6台を購入し、買取業者に渡したが、条件が付き金を借りられない。電話機だけでも取り戻したい。
- ・ 新聞購読のしつこい訪問勧誘を受け、1か月間ならと思い契約した。その後、販売店から3か月間の契約であると言われたが、納得できない。
- ・ 数日前、見知らぬ業者から、私宛に届くカタログを3万円で買いたいので届いたら電話するよう言われた。今日、封書が届いた。不安。
- ・ 電話勧誘を受け、高額な仏像を買った。明日、もう一体買うことになっているが、その前に相談した方が良いと言われたので来訪した。

### 商品一般（受付件数21件）

- ・ 訪問販売での未納金があるので、契約不履行につき訴状を提出した事を知らせると書かれたハガキが届いた。思い当たることが無い。
- ・ 6年前に海外土地投資で被害にあったが、最近、被害回復をするという電話が頻繁にある。できたら被害額の一部でも取り戻したい。
- ・ 毎月5千円程がカード決済されていたが、心当たりが無い。カード会社から支払停止の抗弁書を出せと言われたので、書き方を知りたい。
- ・ 心当たりの無い所から、着払いで荷物が届くので受け取るようにとメールが入った。このような場合、どのように対処すべきか。

### 住居品（受付件数20件）

- ・ 物干し竿の移動販売車を呼び止め、2本千円の竿を買うつもりが、セット台と高額な竿で10万円も支払わされた。高すぎる。
- ・ 十数年前に亡くなった父親宛に、ミシン会社から月掛け金を払い戻すというハガキが来たが、心当たりが無く不審なので見て欲しい。
- ・ 訪問販売で強引に除湿パットを購入させられた。不必要だし、お金も払いたくない。
- ・ 「以前訪問販売で布団を購入しましたよね」と不審な電話がかかってきた。購入したことは無い。どうしたら良いか。

### 教養・娯楽サービス（受付件数18件）

- ・ 数字選択式宝くじが的中する裏情報を契約し、一部代金を振り込んだ後、不安になりやめたい旨伝えしたが、やめる事は出来ないと言われた。
- ・ 高齢の父に賞金が当たるかのようなエアメールが届いた。父親は応募したいと思ったらしく、費用を入れた封書を見つけたが、対処法は。
- ・ 知らない人から、ある宗教団体が発行する新聞が送られてきた。「ご無沙汰している。連絡して欲しい」と携帯電話の番号が書いてあり、不審。
- ・ 昨年6月、大手新聞社が開催した無料親子サッカースクールに参加した際、強引に新聞購読契約させられた。今からでも解約したい。
- ・ 能力開発の通信講座を受けていたが、あまり意味を感じなかったので断ったところ、ひどいことを言われた。業者にそんな権利があるのか。



### レンタル・リース賃貸（受付件数15件）

- ・ 今年3月に、娘が4年間住んでいたアパートを退去したが、退去時立会いはしなかった。その後、高額な退去料の請求が来て困っている。
- ・ 母親の貸家で、家賃未払いのため以前から明け渡しを求めていた賃借人が家財を残したまま出て行った。どうしたら良いか。
- ・ 県外在住の息子がアパートを退去するが、契約日より15日も早く退去してほしいと大家に言われた。どうすれば良いか。

### 工事・建築・加工（受付件数14件）

- ・ 市内業者に倉庫の建て替えとコンクリート土間工事を依頼したが、工事内容に納得がいかず、工事残金を払っていない。どうすれば良いか。
- ・ 家を新築し、建築費用を全額支払わなければ鍵を渡さないと言われ、全額支払った。1ヶ月前から生活しているが、いまだに業者に不満を感じている。
- ・ 訪問販売を受け、リフォーム契約をしたが、不安になったのでクーリング・オフしたい。通知の仕方を教えて欲しい。
- ・ マンションリフォーム業者に勧められ、二重サッシにしたが、かえって結露が発生し困る。業者に対してどのようなことが要求できるか。

### 土地・建物・設備（受付件数13件）

- ・ 過去に自己破産したが、宅地購入の取引を行うことに問題は無いのか。
- ・ A社から電話があり「B社の海外投資は限られた人しか買えない。代理購入して欲しい」と言われB社に60万円振り込んだが心配。
- ・ 3年前に新築した家なのに、窓枠からの雨漏りがひどい。施行業者に見に来てもらったが責任逃れのようなことを言って帰ってしまった。
- ・ 市内の家電量販店でガス湯沸かし器を購入し、取り付けてもらったが、取り付け方が悪く不安定である。クーリング・オフできるか。
- ・ 墓石屋と契約した。その後、納期に間に合わないと言われたのでキャンセルしたが、高いキャンセル料を請求され困っている。法律家を知りたい。

若者(29歳以下)の主な相談【相談件数上位5品目】(表8)

携帯電話やPCインターネットのアダルトや出会い系サイトトラブルの相談が一番多く、次にクレジットやサラ金利用などの多重債務相談、次に賃貸アパートの退去トラブルの順になっています。

若者の消費契約トラブルの大きな要因は、商品や役務サービスに対する欲求や興味が先行し、知識や経験の不足から悪質業者に騙されて、トラブルに巻き込まれるケースが見られます。このため、若者向けの消費者教育がいっそう重要な取組み課題であると考えられます。

(表8)

順位	平成24年度	件数	相談内容
1	放送コンテンツ	9	サイト7件、受信料1件、ゲーム1件
2	融資サービス	6	多重債務5件、自動車ローン1件
3	レンタル・リース賃貸	5	アパートの賃貸契約5件
4	修理・補修	4	家電製品の修理4件
5	四輪自動車	2	中古自動車の購入2件

高齢者(60歳以上)の主な相談【相談件数上位10品目】(表9)

平成24年度後半から悪質な「健康食品送りつけ商法」が急増しています。また、多重債務等の融資相談も依然上位に位置しています。また、PCを利用する高齢者が増えていることから放送コンテンツやインターネット関連の相談も増加しています。

高齢者の消費契約トラブルの特徴は、若者の能動的な契約とは違って、悪質業者側から狙われる受動的な契約が多くあり、騙されて契約させられていても気がつかずたり、騙された事を恥じて公表せず相談が遅れ、解決が困難になってしまうケースがあります。家族や地域の見守りが被害の拡大防止には、不可欠です。

(表9)

順位	平成24年度	件数	相談内容
1	健康食品	21	送りつけ商法、SF商法、電話勧誘他
2	融資サービス	17	多重債務9件、保証責任、支払い督促他
3	商品一般	15	架空請求、不審な振込、カード不正使用他
4	放送コンテンツ	10	アダルトサイト、不審メール、架空請求他
5	その他相談	10	個人間貸借、養子縁組、電柱移設、自転車事故
6	他の教養・娯楽サービス	8	海外宝くじ、懸賞資格取得、自費出版他
7	工事・建築・加工	7	新築工事、リフォーム工事、古民家解体他
8	他の教養・娯楽品	7	仏像、仏具、掛け軸、顕彰額、メダル等購入
9	ファンド型投信商品	5	海外不動産投資、二次被害、匿名組合出資他
10	インターネット通信サービス	5	光回線、プロバイダー、インターネット接続回線他

(7) 相談内容別分類と件数(表10)

相談内容別分類では、多い方から契約・解約317件(40.6%)、販売方法211件(27.0%)、価格・料金106件(13.6%)、品質・機能・役務品質57件(7.3%)、接客対応45件(5.8%)などとなっています。

上記のほかにも、法規・基準、表示・広告、安全・衛生、生活知識、計量・量目、買物相談等、様々な内容の相談が寄せられています。

内容別総件数は781件(1件の相談で複数の内容があるため、総相談件数の450件より多くなっています。)

(表10)

項目	平成23年度件数	平成24年度件数	前年同期比(%)
契約・解約	265	317	119.6
販売方法	199	211	106.0
価格・料金	72	106	147.2
品質・機能・役務品質	100	57	57.0
接客対応	47	45	95.7
法規・基準	23	15	65.2
表示・広告	18	12	66.7
安全・衛生	5	10	200.0
生活知識	0	5	
計量・量目	0	1	
買物相談	2	1	50.0
放送・容器	2	0	
施設・設備	0	0	
その他	0	1	
合計	733	781	106.5

(8) 相談者への対応状況(表11)

自主交渉への「助言」が352件で78.2%を占めています。「斡旋 - 解決」は25件と、前年に比べ増加しています。

(表11)

処理結果	年度	平成22年度 (件)	平成23年度 (件)	平成24年度 (件)	平成24年度 構成比 (%)
他機関紹介		19	2	6	1.3
助言(自主交渉)		344	326	352	78.2
その他情報提供		33	35	36	8.0
斡旋 - 解決		10	23	25	5.6
斡旋 - 不調		0	6	3	0.7
処理不能		1	1	1	0.2
処理不要		17	33	27	6.0
合計		424	426	450	100.0

(9) 契約・購入金額、既支払額、返金額等(表12)

相談が寄せられた契約金額は総額で、513,816,293円でした。このうち斡旋 - 解決等で返金が確認できた金額は、1,104,000円です。センターからの助言により自主交渉した相談者が多い(クーリングオフ等による)ことから、確認できる金額以上の返金が多くあると考えられます。

(表12)

	金額	件数・金額	構成比 (%)
契約・購入金額	1万円未満	25	5.5
	5万円未満	29	6.4
	10万円未満	30	6.7
	50万円未満	39	8.7
	100万円未満	23	5.1
	500万円未満	40	8.9
	1千万円未満	8	1.8
	5千万円未満	13	2.9
	1億円未満	1	0.2
	1億円以上	0	0.0
	その他・不明	242	53.8
	総件数	450	100.0
	合計金額	513,816,293	
	平均金額	2,470,271	
既支払金額	合計金額	159,740,567	
	平均金額	1,023,978	
返金額		1,104,000	

平均金額の算出には不明の件数は含みません。

(10) 多重債務相談

柏崎市消費生活センターの多重債務相談の対応は、特定日に限らず、日常的にセンター相談員が相談者の実情を聞き取り、債務整理に必要な解決方法の助言や解決に必要な相談機関を紹介しています。

当センターの多重債務相談件数の推移

年度	件数	相談の特徴
平成22年度	74	6月18日改正貸金業法施行。同年大手消費者金融が経営破綻、過払い金返還請求の相談が急増した。
平成23年度	43	前年度に引き続き、過払い金返還請求相談と、法改正による総量規制に伴い返済資金操作困難者の相談が多くを占める。また、債権回収代行業者に対する相談も増加した。
平成24年度	42	過払い金返還相談は減少。債権回収代行業者や支払い督促など、訴訟対応相談が増加。また、消滅時効債権の取立て等に対する援用手続きの相談も多くなった。全体的に相談件数は減少傾向にあるが、ヤミ金融利用者や自己破産等内容の深刻な相談が増加した。

## 多重債務相談会

当センター常設相談室の日常相談とは別に、新潟県、新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、関東財務局財務事務所、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会新潟支部及び市町村が共同で多重債務者を対象とする相談会を例年開催しており、当センターも開設以来3年間毎年参加しています。

平成24年度も隣接の自治体である刈羽村と共同で、銀行等のローンの他に、消費者金融(サラ金)、ヤミ金業者などからの借金、クレジット利用などで多重債務に陥り、支払いが出来ずに苦しんだり悩んでいる方の救済対策として、多重債務問題解決の専門家である弁護士や、認定司法書士による直接アドバイス、また、臨床心理士による精神面のケアなど、こころのストレス解消のアドバイスを行う「多重債務無料相談会」を実施しました。

	開催日時	相談内容	会場
多重債務相談会	平成24年12月2日(日) 午前10時～12時 午後1時～3時	・多重債務相談 ・心の健康相談	柏崎市消費生活センター 相談室

### (11) 「消費生活移動相談室」の開催 (新規事業)

消費生活の啓発と相談の新規事業として、平成24年度から「消費生活移動相談室」を始めました。

日ごろ、遠隔地にお住まいのため消費生活相談が出来ない市民が、移動相談室を利用することにより相談が出来、潜在的消費者被害の事案が顕在化することにより、1件でも多くの被害救済が行われることを目的に実施しています。

対象地区	開催日時	相談内容	会場
高柳地区	平成24年7月22日(日) 午前10時～12時 午後1時～3時	消費生活・多重債務相談等	高柳コミュニティセンター
西山地区	平成24年10月15日(月) 午前10時～12時 午後1時～3時	消費生活・多重債務相談等	西山町産業会館

### (12) 消費生活に関する調査及び情報収集活動

市内量販店を対象に消費生活製品安全法、家庭用品品質表示法及び電気用品安全法のいわゆる表示三法に基づいた家電用品や、消費生活用製品の立入検査を実施しました。